

## 入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

### 1 調達内容

#### (1) 業務の名称及び数量

令和 7 年度とりぎん文化会館厨房機器更新業務 一式

#### (2) 業務の仕様

別添令和 7 年度とりぎん文化会館厨房機器更新業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

#### (3) 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

### 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

#### (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が機械器具類の厨房機器に登録されている者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

### 3 契約担当部局

鳥取県地域社会振興部文化政策課

### 4 入札手続等

#### (1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒 680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220

鳥取県地域社会振興部文化政策課企画調整担当

電話 0857-26-7839

電子メール bunsei@pref.tottori.lg.jp

#### (2) 入札説明書等の交付方法

令和 7 年 5 月 19 日（月）から同年 6 月 9 日（月）までの間にインターネットの鳥取県地域社会振興部文化政策課のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/bunkaseisaku/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和 7 年 5 月 19 日（月）から同年 6 月 9 日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）

の午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1) に同じ

(3) 現場確認の日時及び場所

ア 日時

令和7年5月26日(月) 午前10時から正午まで

なお、現場確認希望者は、イの場所に業務の名称を伝えて事前に申込みをすること。

イ 場所

〒680-0017

鳥取市尚徳町101-5 とりぎん文化会館

施設運営室 0857-21-8708

(ア) 業務対象となる現場の確認のみとし、疑義等の問い合わせについては質問書を提出すること。

(イ) 参加は任意とする。

(4) 郵便等による入札

不可とする。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年6月19日(木) 午前9時30分 即時開札

イ 場所

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目271

鳥取県庁第2庁舎4階 第27会議室

## 5 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関する質問は、質問書（様式第2号）を作成し、電子メールにより4の(1)の場所に令和7年6月4日(水)正午までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

(2) 疑義に対する回答

(1)の質問については、令和7年6月6日(金)にインターネットの鳥取県地域社会振興部文化政策課のホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/bunkaseisaku/>)によりまとめて閲覧に供する。

## 6 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者は、7の事前提出物を作成し、4の(1)の場所に令和7年6月9日

(月)正午までに、持参又は郵便等により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 入札者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 提出部数は各1部とし、その規格はA4判とする。

(4) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(5) 提出された事前提出物は返却しない。また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

## 7 事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は各1部とする。

(1) 入札参加資格確認書（様式第1号）

(2) 2の(4)を証するもの（法人県民税及び法人事業税に係る課税標準の分割に関する明細書

(その1)の写し（地方税法施行規則（昭和29年総理府令第28号）第10号様式）等）（競争入札参加資格者名簿に県内事業所の登録がされていない者に限る。）

## 8 資格審査について

- (1) 6の(1)により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和7年6月11日（水）までに通知する。
- (2) (1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県知事に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和7年6月13日（金）までに書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (3) (2)により説明を求められた場合、鳥取県知事は、説明を求めた者に対して令和7年6月17日（火）までに書面により回答する。

## 9 入札条件

- (1) 入札は、紙入札による。
- (2) 契約に当たっては、入札書（様式第4号）に記載された金額をもって契約金額とするので、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）の額を含めた契約申込金額とすること（消費税不課税、非課税のものを除く。）。課税事業者にあっては、内訳として消費税額を記載すること。
- (3) 入札書は、業務の名称及び数量、住所、商号又は名称、代表者氏名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (4) 入札者は、入札書の記載事項のうち、入札金額について改めることができない。
- (5) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。
- (6) 入札に関する行為を代理人に行わせようとするときは、入札を行うまでに委任状（様式第3号）を提出しなければならない。ただし、あらかじめ年間委任状を提出している場合はこの限りでない。
- (7) 再度入札は2回とする。（初度入札を含めて3回とする。）
- (8) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (9) 入札者は、政令、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (10) 入札後、本件公告、仕様書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

## 10 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 11 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者の入札

- (2) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札
- (3) 他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札
- (4) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合において入札を行うまでに委任状を4の(1)の場所、当日持参の場合は4の(5)の場所に提出していない入札。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- (5) 入札に際し、不正の行為があった者の入札
- (6) 1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札
- (7) 政令、会計規則、本件公告及び仕様書又はこの入札説明書又はその他入札条件に違反した入札
- (8) 記名のない入札書による入札
- (9) 入札書を鉛筆で記載した入札
- (10) 入札書の金額、氏名、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札

## 12 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者（以下「最低価格者」という。）を、落札者とする。なお、最低価格者が複数いる場合は、当該最低価格者の間でくじ引きを行い、その当選者を落札者とする。

## 13 契約書作成の要否

要、ただし、会計規則第111条の規定により、契約書の作成を省略し、請書を徵する場合がある。

## 14 手続における交渉の有無

無

## 15 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめがあることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反する事が判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならぬ。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している

者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。) とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

- (イ) 暴力団員を雇用すること。
- (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
- (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
- (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
- (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
- (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(5) 再委託の禁止

- ア 受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。
- イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。
  - (ア) 再委託の契約金額が本件業務に係る委託料の額の50パーセントを超える場合
  - (イ) 再委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合
  - ウ 受注者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本件業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。
- (6) 10の(2)の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書(様式第5号)を、4の(1)の場所に提出すること。
- (7) 発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに電子契約同意書兼メールアドレス確認書(様式第6号)を、4の(1)の場所に提出すること。

なお、電子契約締結に同意した受注者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で落札者宛に送信するメールにより電子契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。